

2019年度 大阪市立大学 保育サポート事業 実施要領

1. 目的

この事業は、女性研究者支援室における本学研究者の出産・育児環境の整備の一環として、夜間（延長）保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育を必要とする研究者に対して、利用料金の一部を補助することにより、研究者の研究活動と家庭生活の両立を支援するために実施する。

2. 利用対象者

本学に在籍する女性研究者※、または配偶者が研究者である男性研究者※のうち、小学校6年生までの子どもを養育する者。

※本学に雇用される専任教員。本学による社会保険料負担があり、研究に従事している特任教員（病院講師含む）。

3. 補助の対象となる支援内容

本補助事業の補助の対象となる支援内容は、夜間（延長）保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育。

支援期間：2019年4月1日～2020年3月31日。

4. 利用申請方法

利用希望者は、下記の書類を支援期間内に女性研究者支援室に提出する。女性研究者支援室（以下、支援室という）において、実施申請書に記載された内容及び申請資格の確認を行い、利用者を決定する。

（1）夜間（延長）保育、休日保育、学童保育【年単位】

- ① 保育サポート事業実施申請書（別紙様式1）
- ② 子どもの年齢を確認できる書類（健康保険証、住民票の写し等）
- ③ 保育決定書等保育の実施を証明できるものの写し

（2）病児・病後児保育【月単位】

- ① 保育サポート事業実施申請書（病児・病後児保育）（別紙様式4）
- ② 子どもの年齢を確認できる書類（健康保険証、住民票の写し等）
- ③ 保育料の支払いを証明できるもの

5. 利用報告

夜間（延長）保育、休日保育、学童保育の利用者は、以下の報告書を支援室へ提出する。

（1）月例報告【締め切り：利用した月の翌月5日まで】

- ① 保育サポート事業実施報告書（別紙様式2）
 - ② 保育料の支払いを証明できるもの（月謝袋（受領印のあるもの）や領収書、銀行の引き落とし通帳の写し等）
- (2) 年度末報告【締め切り：2020年3月上旬】
- ① 保育施設・事業者評価調書（別紙様式3）
 - ② 施設情報（保育施設からのお知らせ、行事等の内容がわかるもの）

6. 支援費

(1) 夜間（延長）保育、休日保育、学童保育

支援を決定したものについては、月例報告を確認のうえ、研究者1名につき月5,000円を上限として支援を行い、月単位で支払うこととする。

(2) 病児・病後児保育

支援を決定したものについては、1回あたり2,000円を上限として支援を行い、月単位で支払うこととする。

7. 書類提出・問い合わせ先

大阪市立大学 女性研究者支援室

Tel : 06-6605-3661

E-mail : ocu-support-f@ado.osaka-cu.ac.jp

HP : 大阪市立大学女性研究者支援室 (<http://www.wlb.osaka-cu.ac.jp/>)

8. 留意事項

- (1) 申請者多数の場合は、予算の都合等により希望に添えない場合がある。
- (2) 支援費は、源泉徴収の対象となる。
- (3) 申請書・報告書等に記載された個人情報、今後の改善につなげるために使用し、それ以外には使用しない。
- (4) 申請書・報告書等は、女性研究者支援室ホームページからダウンロードできる。
- (5) 本制度へ申請後、申請書・報告書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに女性研究者支援室へ連絡する。
- (6) 学内保育園（杉の子保育園、カンナ保育所、病児保育室「たんぼぼ」）利用の場合は、直接人事課と女性研究者支援室にて支払い手続きを行うものとし、利用者による領収書等の提出は不要とする。